

発表項目 (行事名)	産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可取消しについて		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、次のとおり産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しましたのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 被処分者 住所 札幌市北区新琴似六条十七丁目2番1号 氏名 株式会社光和 代表取締役 和田 智裕</p> <p>2 処分年月日 令和2年（2020年）5月14日</p> <p>3 不利益処分の対象となる許可</p> <p>(1) ア 許可の種類 産業廃棄物収集運搬業 イ 許可年月日 平成29年（2017年）9月15日 ウ 有効年月日 令和4年（2022年）9月14日 エ 許可番号 第00100197128号 オ 事業の範囲 汚泥、廃油、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）。積替保管なし。</p> <p>(2) ア 許可の種類 特別管理産業廃棄物収集運搬業 イ 許可年月日 平成29年（2017年）11月28日 ウ 有効年月日 令和4年（2022年）11月27日 エ 許可番号 第00150197128号 オ 事業の範囲 廃石綿等。積替保管無し。</p> <p>4 処分の理由 被処分者の役員が、法第7条第5項第4号ニ（法第16条の2（焼却禁止）に違反し、罰金刑に処せられ、刑の執行が終了し、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者）に該当したことにより、被処分者は、法第14条の3の2第1項第2号及び法第14条の6において準用する法第14条の3の2第1項第2号に規定する法第14条第5項第2号ニ（欠格要件）に該当するに至ったため。</p>		
参考	<p>本件の内容は、環境生活部環境局循環型社会推進課のホームページ(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/syobun_kouhyou/jyoukyou3.htm#jyoukyou1)上で、処分を行った日から5年間、処分等の概要(処分対象者を含む。)について、公表することとしております。</p>		

報道(取材)に当たって			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所) 道政記者クラブ	
	同時レク		

担当 (連絡先)	保健環境部環境生活課(担当者:主幹 吉岡 憲房) TEL ダイヤルイン 011-231-4111(内線 34-352)		
-------------	--	--	--